

告 示

埼玉県告示第九十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕


- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県加須市土手二丁目千三百二十九番五の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

別 図

起点
 起点は、加須市土手二丁目1329番5の最北端とする。

格子の回転角度 33度55分23秒
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行に10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

申請に係る土地の面積
 664.2㎡

 形質変更時要届出区域

 敷地境界

